

少年院における教科指導

法学部法律学科 4年 学籍番号：200740 西館幸祐

- 1 はじめに～教科指導とは何であるか～
- 2 学習が非行に与える影響
- 3 教科指導の運用実態
- 4 教科指導の課題の検討
- 5 終わりに

- 1 はじめに～教科指導とは何であるか～

少年院における教科指導は少年院法第26条1項に目的が定められており、「学校教育法に定める義務教育を終了しない在院者その他の社会生活の基礎となる学力を欠くことにより改善更生及び円滑な社会復帰に支障があると認められる在院者に対しては、教科指導を行う」と定めている。また、その内容は学校教育法による学校教育の内容に準ずる内容の指導としている。

以上の条文をそのまま読み取れば、少年院における教科教育は基本的には学校で行われている教育と同等のものとなる。しかし、少年院に入所する少年は特殊な事情を抱えた少年がほとんどである。不登校や発達障害などによる学習に対する困難、成績不振など、学習に関することが非行に走る原因となることは少なくない。現状行われている教育は果たして本当に学校教育と同じ性質のものであろうか。教科指導において、留意すべき学校教育の相違点はないのか。本レポートでは少年院において教科指導を行う上で起こっている障害とそれに対し現在行われている対応を分析し、教科指導に求められる変化、及び現状維持すべき事項を考察していく。

- 2 学習が非行に与える影響

教科指導を分析するにあたり、学習が少年の非行に与える影響を確認する。勉強に対する困難を抱えた少年が非行に走り、少年院入院となる事例は多い。ここでは先行研究を中心に学習と非行の関係をまとめる。

教育歴が非行に影響を及ぼすことは古くから研究されており、「教育歴が中学校までの少年は、高校に進学した者や大学に進学した者と比べて、非行発生率が高くなっている¹⁾」ことがしめされてきた。この傾向は今日においても変わることはなく、学歴階層の下位に

¹⁾ 大江將貴「少年院における処遇と出院時の困難 --教科指導に着目して--」206頁（2021年12月3日）([eda68_205.pdf \(kyoto-u.ac.jp\)](#)) 2024年1月5日閲覧

置かれた少年が非行に走ってしまう例が多いことが2013年の岡邊の研究で指摘されている。日本においての高校進学率は98%を超えており、高校に進学しない少年は珍しい。それが故に中学校卒業や高校中退の少年は劣等感を抱いていることも多い。また、近年は学校不適應も非行原因として指摘されるようになってきている。学校での孤独感が非行につながる、というものである。学習のみならず、学校に適應できないことにより人間関係が希薄となり、あるいはストレスを抱えた少年が非行により自身の居場所を求めていると考えられる。

以上のように教育、学校が非行に与える影響は大きいことは研究により明らかになっている。

3 教科指導の運用実態

ここからは具体的な教科指導、少年院での学びについてまとめ、考察していく。

少年院における教科教育について、運用は法務府令及び通達に規定がおかれている。規定を確認しつつ、状況をまとめていく。まず、義務教育である。これは義務教育未修了者に対して、小学校及び中学校の学習指導要領に基づいた教科指導を行うものである。平成22年の犯罪白書によれば、少年院入院者3,619名中、中学校在学者、すなわち義務教育課程を修了していない少年は530名である。旧少年院法においては初等少年院に入院する少年が主に対象となっていたが、現在は第1種少年院が旧法における初等少年院と中等少年院に相当するため、義務教育未終了等の在院者に対して行うものとなっている。

次に、高等学校教育である。これは何らかの事情により高等学校教育課程の履修を必要とする者に対する、高等学校学習指導要領に準拠した指導である。令和5年の犯罪白書によれば、令和4年には中学校に11人、高等学校に50人が復学し、さらに在院中に中学校の修了証明書を授与された者は47人であった。また、平成19年度より法務省と文部科学省の連携により、少年院において高等学校卒業程度認定試験（いわゆる高卒認定試験）を実施している。令和4年の少年院における受験者数は377人で、合格者数は151人、一部科目合格者が213人であった。

ほかに職業指導や義務教育、資格取得学習の前提として基礎学力の向上を目指す補習教育も存在する。なお、教科指導は教員免許を持つ法務教官が主としてこれを行う。

4 教科指導の課題の検討

上記の現状を踏まえた上で、ここからは具体的な課題を分析したうえで、教科指導の今後について考察を加えていく。教科指導の課題について、藤田（2013）及び矢作（2021）は「伝統的な課題」と「近年の課題」に分類している。

伝統的な課題の具体例として、まず「義務教育未修了者に関する対応の難しさ²」が挙げられている。ほかに「公教育の導入」や「発達障害への対応」「在院者の学習ニーズをとらえた教育プログラムの構築」といった課題を挙げているが、これらについて考察を加える。少年院に入院する少年に学習意欲が低い、苦手な少年が多いことは前項で述べた。さらに、発達障害によりそもそも一般的な教育では十分に理解できない少年も多数存在する。本来であれば日本国憲法第26条「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。」に基づき、すべての国民に等しい教育を施すことが理想である。しかし、現実には少年院ではそもそも前提となる義務教育を受けていない少年も多い。さらに、少年院は年中少年が入院、出院を繰り返す。しかし、少年院は集団指導も多い。必然的に途中で教育に加入する少年も、単元の途中で出院してしまう少年も多い。これは少年院教育、集団教育の大きな課題である。これを解決するには個別指導が理想であると言える。少年ごとに細かいカリキュラムを設定し、法務教官が個別に対応する、というものである。しかし、教員免許を持つ教官に限定しなかったとしてもそれに対応できるほどの人数の教官を用意することは難しい。また、集団指導にはほかの少年との協調性を養えるというメリットも考えられる。よって少年院において適切な教科指導は、少人数の少年と教官で協力しながら学べる体制、であると考え。少年の学力が何年生程度であるのかを入所時に確認し、また定期的に学力を検査し適切な教育を見定める体制が少年院には求められるのではないかと。ただし、これでも現状よりも人員が必要であることには変わりはない。まずはカリキュラムの細分化を最優先で実施し、それに対応する教材を開発することから始めるべきと考える。矢作（2021）は発達障害の在院者向けの教材の開発を課題の一つとして挙げており、発達障害を含め受けているべき義務教育の内容が定着していない少年向けの教材を、国家主導で開発することも先述のカリキュラム開発のために重要であると考え。今までの知的障害を持つ児童への教育や近年急速に研究の進む発達障害をもつ児童への教育、さらに少年院の教官による今までの経験談などを集め、様々な児童に対応する教材を作成することで、少年院はもちろん、発達障害をもつ児童全般への教育の改善につながると考えた。あまり利益が出るとは考えにくい事業であるので、文部科学省をはじめ国が主導するべきと考える。伝統的な問題への対処法は、「カリキュラムの細分化」「国主導による発達障害や学習遅延の少年向けの教材の開発」の2点が最重要であると結論付けた。

一方、藤田（2013）及び矢作（2021）が挙げている近年の課題は、「出院後の指導や出院後の高等学校教育に対応できる知識の醸成」「高等教育についての指導力の差異」「ICT教育への対応」「高等学校及び他機関との連携」³が挙げられている。これらの点について

² 矢作由美子（2021年 [06_矢作由美子_本文.indd \(bunkyo.ac.jp\)](https://www.bunkyo.ac.jp/) 2024年1月7日閲覧）

³ 藤田知美（2013年 [...513-7 \(jst.go.jp\)](https://www.jst.go.jp/) 2024年1月7日閲覧）

も考察を加えていく。

ここで挙げられた課題点は共通して「少年院の法務教官が教科指導を他業務と兼任で行う事」により解決が難しくなっていると考えた。法務教官の仕事は教科指導のみではない。教官の中で教員免許を持つものは教科指導を優先する、などは考えられるが一般的な学校教員と違い教えることが第一の専門であるとは言い難い。この点を解決するには、最後に課題点として挙げられていた「他機関との連携」が重要であると考えた。近年は特にICT教育を中心に教育の進歩が著しいが、少年院のほかの指導や業務量を考えるとある程度専門機関に任せることで教育の質を向上できると考える。塾との連携により、高卒認定試験や大学入試に対応することも可能である。あるいは、法務教官のうち教科指導のみ行う教官を明確に区別することで教育研究の時間を確保する、という手段も考えられる。教員免許を持つ人に少年院の最低限の規則や異常事態への対処を学ばせたうえで教科指導のみ当たる教官を設置する、ということだけでも教育の質の向上に割ける時間が増え、高等教育にも対応できる指導力を養成することにつながるのではないか。外部委託又は分離により教科指導を行う者の教育以外の面での負担軽減が重要と考えた。

5 終わりに

近年は研究が進みどのような人にどのような教育が適切か、少しずつ明らかになってきている。しかし、少年院に限らず教育施設全般において教員の負担過多と成り手不足が叫ばれるようになっている。折角発達障害に対応できる教育法が分かっても、教える現場にそれを受け入れる余裕がないのが現状である。少年院ともなると相手が少数であるにも関わらず同じ高校生でも小学科の内容を学ぶことが必要な少年から大学入試を見据えた少年まで幅が広く、ある程度近いレベルの生徒が集まる一般の高校とは性質が異なり、ニーズが幅広い。すべてを法務教官が担うのではなく、様々な機関と連携し各少年のニーズにより近い教育を提供することが、在院少年の学力改善、最終的には更生の助けとなるのではないだろうか。